

## 公益財団法人板橋区文化・国際交流財団の役員及び評議員並びに特別顧問の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人板橋区文化・国際交流財団（以下「本財団」という。）の役員等及び特別顧問の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とし週3日以上出勤するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 特別顧問とは、定款第33条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、役員等及び特別顧問の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬月額及び賞与の額は、一人年額1千5百万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。ただし、常勤役員が板橋区職員の場合は支給しないものとし、その場合は「板橋区職員の派遣に関する協定書」に従うものとする。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等への出席の都度、別表第1に定める範囲内で支給する。
- 4 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第2に基づき支給する。
- 5 特別顧問の報酬は、別表第3に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、毎月15日に支給する。ただし15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、15日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日（その日が二あるときは、15日より前の日）を支給日とする。

- 2 非常勤役員、評議員の報酬は、必要の都度、支払うことができる。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機

関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任又は退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条に基づいて定める額を当該月の日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員となった日から月の末日までの日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 常勤役員が退職又は死亡したときは、退職又は死亡の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額とする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

2 通勤手当の額は、公益財団法人板橋区文化・国際交流財団職員給与規程により算出した額とする。

3 通勤手当の支給方法は、第4条第3項に規定する支給方法による。

(費用の弁償)

第7条 本財団は、役員等及び特別顧問がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

2 費用の弁償の額は実費とし、役員等及び特別顧問は証拠書類を添付して請求しなければならない。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、令和5年6月26日から施行する。

別表 1 非常勤役員の報酬

役 職	出席会議名	報酬（謝金）
理事（非常勤）	理事会、監事監査、評議員会 及び事業検討委員会	一人1回につき10,000円
監事（非常勤）		

ただし、非常勤役員が板橋区の特別職及び一般職の身分を有する職員、若しくは地方公務員の身分を有する者（以下「区職員等」という。）の場合は、無報酬とする。

別表 2 評議員の報酬

役 職	出席会議名	報酬（謝金）
評議員（議長）	評議員会	1回につき15,000円
評議員（議長以外）		一人1回につき10,000円

ただし、評議員が板橋区職員等の場合は、無報酬とする。

別表 3 特別顧問の報酬

役 職	出席会議名	報酬（謝金）
特別顧問	理事会及び評議員会	1回につき10,000円